

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成27年11月27日（平成27年（行情）諮問第709号）

答申日：平成28年6月20日（平成28年度（行情）答申第134号）

事件名：「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」に関連して作られた資料等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成23年3月の東京電力福島第一原発事故のあと、同年5月13日に「政府の支援枠組み」が決定されるまでの間に、この「支援枠組み」に関連して財務省内においてつくられた資料・討議録、また、各方面に送付した文書・メール（※「支援枠組み」がつくられたなかで、それに財務省がどう関与したかが分かる文書の開示を求めます。ご参考まで、添付資料＝特定本P248ページ＝をご参照ください）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月22日付け財総第148号により財務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、本件対象文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、以下のとおりである。

福島第一原発事故を起こした東京電力の損害賠償をめぐって、政府により決定された平成23年5月の「政府の支援の枠組み」に関し、財務省が深く関与したことは明らかである。そして、これに関連する資料について「保有が確認できなかった」というのは理解し難い。ついては、再度、入念な調査を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

平成27年9月24日付け（同月25日受付）で法3条に基づき、異議申立人から本件対象文書について開示請求（平成27年10月1日付け補

正、以下「本件開示請求」という。)が行われた。

これに対して、処分庁は、平成27年10月22日法9条2項に基づき、同日付け財総第148号により、行政文書不存在を理由として不開示決定(原処分)を行った。

この処分に対し、平成27年10月27日付け(同月28日受付)で行政不服審査法(昭和37年法律第160号)6条に基づき、異議申立人から、原処分を取り消し、本件開示請求に係る行政文書の開示を求めるとの異議申立てがあったものである。

2 異議申立人の主張

上記第2の2と同旨

3 諮問庁としての考え方

(1) 本件開示請求に係る行政文書について

異議申立人は、平成23年3月の東京電力福島第一原発事故のあと、同年5月13日に「政府の支援枠組み」が決定されるまでの間に、この「支援枠組み」に関連して財務省内においてつくられた資料・討議録、また、各方面に送付した文書・メールであって、「支援枠組み」がつくられたなかでそれに財務省がどう関与したかがわかる文書(本件対象文書)の開示を請求している。

(2) 本件対象文書の存否について

ア 開示請求書に記載された「政府の支援枠組み」について、その内容を確認したところ、「政府は、これまで政府と原子力事業者が共同して原子力政策を推進してきた社会的責務を認識しつつ、原賠法の枠組みの下で、国民負担の極小化を図ることを基本として東京電力に対する支援を行うものとする。」や「政府は、今回の事態を踏まえ、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる枠組みを設けることとし」とあるように、東京電力に対する財政面を含めた支援の枠組みについて平成23年5月13日付け関係閣僚会合にて決定されたものと考えられた。

イ このため、主計局において、平成23年3月の東京電力福島第一原発事故の後、同年5月13日までの間において本件開示請求に該当する文書が作成され、保存されているか否か確認したところ、「政府の支援枠組み」に関連して本件開示請求に該当する期間に財務省内において作成された文書は存在しなかった。

ウ なお、「政府の支援枠組み」に関連した「原子力賠償支援機構法案」及び「東京電力に対する財政支援に関連した予算」に対しても確認を行ったところ、本法は「政府の支援枠組み」に基づき制定されたものであり、また、本件に関する初めての予算措置は第2次補正予算の措置(平成23年7月5日閣議決定)であるように、いずれも時期

としては「政府の支援枠組み」の制定後であることを確認している。
エ また、「政府の支援枠組み」を決定した関係閣僚会合の財務省における窓口となっていた総合政策課においても文書の探索を行ったところ、本件開示請求に関連する文書は、内閣官房より送付を受けた関係閣僚会合に係る資料のみであり、本件開示請求に該当する文書は存在しなかった。

オ 念のため、全部局を対象に文書探索を行ったものの、本件開示請求に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

カ よって、原処分を行ったものである。

キ なお、異議申立てを受けた際に再度、全部局を対象に文書探索を行ったものの、本件開示請求に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

4 その他

異議申立人は、その他種々主張するが、諮問庁の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のように、財務省は本件開示請求に係る行政文書を保有していないことから、処分庁の行った原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年11月27日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③平成28年6月2日 審議
- ④同月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は不存在であるとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 開示請求者（異議申立人）の開示請求書に記載された「政府の支援枠組み」について、当審査会事務局職員をして首相官邸及び内閣官房のウェブサイトを確認させたところ、次のとおりであった。

ア 平成23年4月11日、東京電力福島原子力発電所の事故による経済被害の対応について、政府として基本的枠組みの検討を行うた

め、原子力経済被害担当大臣を本部長とする原子力発電所事故による経済被害対応本部が設置され、同本部の事務局として内閣官房に経済産業省総括審議官を室長とする原子力発電所事故による経済被害対応室（以下「経済被害対応室」という。）が設置されたほか、原子力経済被害担当大臣をチーム長として原子力発電所事故経済被害対応チーム（以下「経済被害対応チーム」という。）が開催されることになった。

イ 「東京電力福島原子力発電所に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」（以下「支援枠組み」という。）については、平成23年5月11日に開催された経済被害対応チーム第1回関係閣僚会合及び翌12日に開催された同第2回関係閣僚会合において、経済被害対応室長からその案についての説明がされた上で、意見交換が行われ、翌13日に関係閣僚会合決定がされた後、同年6月14日に閣議決定がされた。

ウ 支援枠組みに基づいて立案された原子力損害賠償支援機構法案の担当部局は、経済被害対応室である。

(2) 次に、①異議申立人の開示請求書に添付された特定本の一部の写しの記載内容に、財務省の特定職員Aが経済被害対応室に配属される前の財務省勤務当時から支援枠組みや原子力損害賠償支援機構法の素案を作っていた旨の記載が認められたため、当該素案及び同法の法案に関連する文書の保有の有無について、また、②国の予算の作成は財務省の所掌事務であるため、支援枠組みに記載された政府の東京電力に対する支援に関連する文書の保有の有無について、さらに、③その他支援枠組みに関連して財務省において作成した資料等の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 支援枠組み又は原子力損害賠償支援機構法の素案等の保有の有無について

特定職員Aは、財務省の職員であったところ、経済被害対応室の設置に伴い、同室にも籍を置くこととなった。

異議申立人の開示請求書に添付された特定本の一部の写しの記載内容に、特定職員Aが経済被害対応室の設置前から支援枠組みや原子力損害賠償支援機構法の素案を作成していた旨の記載があるが、当該素案の作成は財務省が行う事務ではなく、実際に、財務省においては、これらの素案を保有していない。

原子力損害賠償支援機構法案に関しては、閣議請議に係る決裁文書及び法制局提出資料を保有しているが、これらの文書の日付は平成23年6月10日となっており、これより古い日付の同法案に関

する文書は財務省では保有していない。

イ 支援枠組みに記載された政府の東京電力に対する支援に関連する文書の保有の有無について

政府の東京電力に対する支援に関する文書としては、東京電力に対する財政支援に関連した予算措置に関する文書が考えられるところ、当該予算措置は、平成23年7月5日に閣議決定され、同月25日に予算成立して「平成23年度第2次補正予算」として措置されているが、財務省においては、同年6月27日付けの事務連絡「平成23年度補正予算（第2号）関係資料の作成について」が当該予算措置に関する最も古い文書であり、支援枠組みが関係閣僚会合で決定された同年5月13日より前に作成されたものは保有していない。

ウ その他支援枠組みに関連して財務省において作成した資料等の保有の有無について

支援枠組みの作成に当たり、財務省の内部部局の関与はなく、財務省としては、経済被害対応チーム関係閣僚会合の窓口になっていた総合政策課で、経済被害対応室から送付された当該関係閣僚会合に係る資料を大臣秘書官を含む省内に配付したほか、大臣秘書官を通じて財務大臣の会合出席調整を行った以外に、資料の作成などはしていないから、支援枠組みに関連して財務省において作成した資料等は保有していない。

よって、総合政策課において本件開示請求に関連する文書として保有しているものは、上記の経済被害対応室から送付された当該関係閣僚会合に係る資料のみである。

念のため、本件開示請求を受けた際及び異議申立てを受けた際に、財務省の全部局を対象に本件対象文書の探索を実施したが、その保有は確認できなかった。

(3) そこで検討すると、上記(1)のとおり、政府の原子力発電所事故による経済被害対応に係る事務を行っていたのは経済被害対応室であると認められ、支援枠組みの決定の経緯や時期に鑑みても、特定個人Aが作成したとされる支援枠組み又は原子力損害賠償支援機構法の素案、その他支援枠組みに関連して財務省において作成した資料等は保有していないとする上記(2)ア及びウの諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえない。また、開示請求者（異議申立人）が開示請求書に記載した期間である平成23年3月の東京電力福島第一原発事故の後同年5月13日までの間に作成した原子力損害賠償支援機構法案に係る文書や東京電力に対する財政支援に関連した予算措置に関する文書は保有していないとする上記(2)ア及びイの諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められな

い。

さらに、諮問庁が上記（２）ウで説明する本件対象文書の探索の範囲も不十分とはいえない。

したがって、財務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、財務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子